

平成27年 9月 14日

平成27年台風18号による大雨等により被害を受けられた皆様へ

株式会社全管協共済会

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

台風18号による大雨等により被害を受けられたご契約者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆様に対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆様を対象に火災保険の更新手続き（契約の申込み及び保険料の支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2ヶ月間猶予させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客様相談室：0120-329-431

受付時間：9:00~18:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

	適用地域	法適用日
茨城県	古河市（こがし） 結城市（ゆうきし） 下妻市（しもつまし） 常総市（じょうそうし） 守谷市（もりやし） 筑西市（ちくせいし） 坂東市（ばんどうし） つくばみらい市（つくばみらいし） 結城郡八千代町（ゆうきぐんやちよまち） 猿島郡境町（さしまぐんさかいまち）	2015年9月9日（水）

栃木県	栃木市（とちぎし） 佐野市（さのし） 鹿沼市（かぬまし） 日光市（にっこうし） 小山市（おやまし） 下野市（しもつけし） 下都賀郡壬生町（しもつがぐんみぶまち） 下都賀郡野木町（しもつがぐんのぎまち）	2015年9月9日（水）
宮城県	仙台市（せんだいし） 栗原市（くりはらし） 東松島市（ひがしまつしまし） 大崎市（おおさきし） 宮城郡松島町（みやぎぐんまつしままち） 黒川郡大和町（くろかわぐんたいわちょう） 加美郡加美町（かみぐんかみまち） 遠田郡涌谷町（とおだぐんわくやちょう）	2015年9月10日（木）

末筆にて失礼には存じますが、お身体には充分にお気を付けくださいますようお願い申し上げます。

以上